

ベトナム法令

労働契約の内容，団体交渉評議会及び出産能力，子供の養育に悪影響を与える業種，業務に関する労働法の条項の詳細及び施行案内を規定する通達

(番号 10/2020/ TT-BLĐTBXH)

※2019 年労働法（番号 45/2019/QH14）の詳細を規定する通達です。

目次

第一章 総則	2
第 1 条 調整範囲	2
第 2 条 適用対象	2
第二章 労働契約の内容	2
第 3 条 労働契約の主要な内容	2
第 4 条 営業機密，技術機密の保護	5
第 5 条 農業，林業，漁業，塩業の分野の労働契約の主要な内容	5
第三章 団体交渉評議会	6
第 6 条 団体交渉評議会の設立	6
第 7 条 団体交渉評議会の職能	7
第 8 条 団体交渉評議会の任務	7
第 9 条 団体交渉評議会の活動	7
第四章 出産能力，子供の養育に悪影響を与える業種，業務の一覧	8
第 10 条 出産能力，子供の養育に悪影響を与える業種，業務の一覧	8
第 11 条 出産能力，子供の養育に悪影響を与える業種，業務の一覧の実施における使用者及び労働者の責任	8
第五章 施行条項	9
第 12 条 施行効力	9

本稿は 2021 年 3 月 15 日時点での仮和訳であり、今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

労働傷病兵社会省

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号：10/2020/TT-BLDTBXH

ハノイ 2020 年 11 月 12 日

労働契約の内容、団体交渉評議会及び出産能力、子供の養育に悪影響を与える業種、業務に関する労働法の条項の詳細及び施行案内を規定する通達¹

2019 年 11 月 20 日の労働法に基づき；

2017 年 2 月 17 日の労働傷病兵社会省の職能、任務、権限及び組織機構を規定する政府の議定（政令）14/2017/NĐ-CP に基づき；

労働関係及び賃金局長、労働安全局長の提議に従い；

労働傷病兵社会省大臣は、労働契約の内容、団体交渉評議会及び出産能力、子供の養育に悪影響を与える業種、業務に関する労働法の条項の詳細及び施行案内を規定する通達を発行する。

第一章 総則

第 1 条 調整範囲

この通達は、以下の労働法の条項の詳細及び施行案内を規定する：

1. 第 21 条 1 項、2 項及び 3 項に従った労働契約の内容。
2. 第 73 条 4 項に従った団体交渉評議会の職能、任務及び活動。
3. 第 142 条 1 項に従った出産能力、子供の養育に悪影響を与える業種、業務の一覧。

第 2 条 適用対象

1. 労働法第 2 条 1 項、2 項及び 3 項が規定する労働者、使用者。
2. この通達実施に直接に関連を有するその他の機関、組織、個人。

第二章 労働契約の内容

第 3 条 労働契約の主要な内容

¹ 本稿は 2021 年 3 月 15 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

労働法第 21 条 1 項に従った労働契約の主要な内容として、以下を規定しなければならない。

1. 以下に規定する、使用者の名称、住所及び使用者側で労働契約を締結した者の氏名、職名：
 - a) 使用者の名称：企業、機関、組織、協同組合²、協同組合連合³について、それらの名称は、企業・協同組合・協同組合連合の登記証明書、機関・組織の投資登録証明書、投資方針承認文書又は設立決定に記載された名称に従う；組合⁴について、組合契約に記載された名称に従う；世帯、個人について、市民カード⁵、人民証明書又はパスポートに記載された世帯代表者、個人の氏名に従う。
 - b) 使用者の住所：企業、機関、組織、協同組合、協同組合連合について、それらの住所は、企業・協同組合・協同組合連合の登記証明書、機関・組織の投資登録証明書、投資方針承認文書又は設立決定に記載された名称に従う；組合について、組合契約に記載された住所に従う；世帯、個人について、世帯、個人の居住地の住所に従う；電話番号、電子メールアドレス（もしあれば）⁶。
 - c) 使用者側で労働契約を締結した者の氏名、職名：労働法第 18 条 3 項が規定する労働契約締結権限を有する者の氏名、職名を記入する。
2. 労働者側で労働契約を締結した者の氏名、生年月日、性別、居住地、市民カード、人民証明書又はパスポートの番号に関する情報及び、以下からなるその他の情報：
 - a) 労働法第 18 条 4 項が規定する労働者側で労働契約を締結した者の氏名、生年月日、性別、居住地、電話番号、電子メールアドレス（もしあれば）、市民カード、人民証明書又はパスポートの番号；
 - b) 外国人労働者については、権限を有する機関による労働許可書又は労働許可書発給不要の確認文書；
 - c) 15 歳未満の者の法定代理人の氏名、居住地、市民カード、人民証明書又はパスポートの番号、電話番号、電子メールアドレス（もしあれば）。

² 「協同組合」の原文は *hợp tác xã* である。Luật hợp tác xã (23/2012/QH13) 第 3 条 1 項に定義されている。

³ 「協同組合連合」の原文は *liên hiệp hợp tác xã* である。Luật hợp tác xã (23/2012/QH13) 第 3 条 2 項に定義されている。

⁴ 「組合」の原文は *tổ hợp tác* である。議定（政令）151/2007/NĐ-CP が詳細を規定している。

⁵ 「市民カード」の原文は *Căn cước công dân* である。

⁶ 「電話番号、電子メールアドレス（もしあれば）」は、企業、機関、組織、協同組合、協同組合連合、組合、世帯、個人の全てに必要となる。

3. 業務及び職場の場所を以下のように規定する：
 - a) 業務：労働者が実施しなければならない業務；
 - b) 労働者の職場の場所：合意に従った労働者が業務を行う場所、範囲；労働者が複数の場所で常時勤務する場合は、その場所を全て記載する。
4. 労働契約期間：有期限労働契約について、労働契約実施期間（月数又は日数）、労働契約実施開始時点及び終了時点；無期限労働契約について、労働契約実施開始時点。
5. 業務又は職名に従った賃金額、賃金の支払方式、賃金支払時期、手当及びその他の補充項目を以下のように規定する：
 - a) 業務又は職名に従った賃金額：業務時間に従って計算される賃金額、労働法第 93 条が規定する使用者が作成した賃金テーブルに従った職名による賃金額を記載する；出来高、請負で賃金を得る労働者については、製品単価確定時間に従って計算される賃金額又は請負賃金を記載する。
 - b) 両当事者の合意に従った手当は以下のように規定する：
 - b1) 労働契約に合意されているが、まだ計算されていない、又は全て計算されていない労働条件、業務手当の性質、生活条件、労働の魅力の程度に関する要素を補填する手当の額；
 - b2) 労働者の業務実施過程又はその結果に関連する手当の額。
 - c) 両当事者の合意に従ったその他の補充項目の額
 - c1) 労働契約において合意された賃金額に伴って具体的に計算され、賃金支払い時期ごとに常時支払われる補充の金額；
 - c2) 労働契約において合意された賃金額に伴って具体的に計算され、賃金支払い時期ごとに常時支払われるものでなく、労働者の業務実施過程、結果に関連する補充の金額。

労働法第 104 条が規定する賞与、創意工夫に対するボーナス；食費；ガソリン代、電話代、交通費、住宅費、子の養育費への援助；親族が亡くなった労働者、親族が結婚した労働者、労働者の誕生日、労働災害、職業病の際に困難に直面する労働者への援助及びその他の援助のような制度及び福利については、労働契約中の個別の項目として記載する。
 - d) 賃金の支払方式は、労働法第 96 条の規定に従って両当事者が確定する。
 - d) 賃金支払時期は、労働法第 97 条の規定に従って両当事者が確定する。
6. 昇級、昇給制度：昇級、昇給後の条件、時間、賃金額に関して両当事者の合意に従う、又は集団労働協約、使用者の規定に従う。
7. 労働時間、休憩時間：両当事者の合意、又は就業規則、使用者の規則、集団労働協約及び法令の規定により実施する合意による。

8. 労働者に対する労働保護設備：労働中の労働者保護の各種の方法で、労働安全衛生に関する両当事者の合意、又は集団労働協約、使用者の規則、法令の規定に従ったもの。
9. 社会保険、医療保険及び失業保険：労働、社会保険、医療保険、失業保険に関する法令の規定に従うこと。
10. 職業能力、水準の訓練、増強、向上：職業能力、水準の訓練、増強、向上の時間、経費の確保における使用者及び労働者の権利、義務及び利益。

第 4 条 営業機密、技術機密の保護

1. 労働者が法令の規定に従った営業機密、技術機密に直接関係する勤務をする場合、使用者は営業秘密、技術機密の保護の内容に関して、労働契約書又は法令の規定に従った文書で労働者と合意をする権利を有する。
2. 営業秘密、技術機密の保護に関する合意は、以下の主要な内容を含むことができる：
 - a) 営業機密、技術機密の一覧；
 - b) 営業機密、技術機密の使用範囲；
 - c) 営業機密、技術機密の保護期間；
 - d) 営業機密、技術機密の保護方式；
 - d) 営業機密、技術機密の保護期間における労働者、使用者の権利、義務、責任；
 - e) 営業機密、技術機密保護の合意違反の処理。
3. 労働者が営業機密、技術機密保護の合意違反をしたことを発見した場合、使用者は労働者に対して両当事者の合意に従った賠償を要求する権利を有する。賠償の手順、手続きを以下のように規定する：
 - a) 労働契約実施中に労働者が違反行為をしたことを発見した場合、労働法第 130 条 2 項が規定する損害賠償処理の手順、手続に従って処理する；
 - b) 労働契約終了後に労働者が違反行為をしたことを発見した場合、民事法令及び関連を有するその他の法令の規定に従って処理する。
4. 国家機密の一覧に属する営業機密、技術機密については、国家機密保護に関する法令の規定に従って実施する。

第 5 条 農業、林業、漁業、塩業の分野の労働契約の主要な内容

1. 農業、林業、漁業、塩業の分野で働く労働者については、労働法第 21 条 1 項及びこの通達第 3 条が規定する主要な内容が労働契約に含まれる。簡単な性質を持ち、短時間で、又は収穫期に実施する業務については、労働法第 21 条 1 項 e 号が規定する昇級、同項 k 号が規定する職業能力、水準の訓練、増強、向上に関する合意内容を減らすことができる。

2. 自然災害、火災、天候の影響をうける業務、勤務場所について、両当事者は労働契約中に、実際の条件及び法令の規定に合致させる労働契約実施解決の制度に関する内容を合意することができる。

第三章 団体交渉評議会

第 6 条 団体交渉評議会の設立

1. 団体交渉評議会を経た多数の企業が参加する団体交渉の需要がある場合、同意に基づき、多数の企業の団体交渉に参加する企業の使用人及び事業所における労働者代表組織（以下、「各当事者」という）は代表者一人を選んで、団体交渉評議会設立提議文書を、企業が本店を置く地又は労働法第 73 条 1 項の規定に従って各当事者が選択した地の省、中央直轄市の人民委員会（以下、「省級人民委員会」という）に送付する。
2. 団体交渉評議会設立提議文書は、以下の主要な情報を有さなければならない。
 - a) 多数の企業の団体交渉に参加することが想定される企業の一覧で、その中に、企業名称；本店；企業の法的代表者の氏名；事業所における労働者代表組織の代表者の氏名が明記されたもの；
 - b) 各当事者によって、団体交渉評議会の会長に選出される者の氏名、職務、又は職名。団体交渉評議会の会長となることを提議される者の同意文書を添付する。文書内に、団体交渉評議会の会長となる者に関する提議がない場合、省級人民委員会委員長が決定する；
 - c) 団体交渉評議会において団体交渉に参加する当事者それぞれの代表者の一覧；
 - d) 交渉内容、団体交渉評議会の活動期間、団体交渉の計画、団体交渉評議会の支援活動（もしあれば）に関する各当事者の意見が一致した想定内容。
3. 多数の企業の団体交渉の各当事者の代表の要求文書を受け取った日から 20 営業日以内に、省級人民委員会は団体交渉評議会設立決定を発行する責任を負う。設立決定をしない場合は、理由を明記した文書で回答する。
4. 労働傷病兵社会局は、省級労働同盟、省級使用者代表組織、団体交渉評議会設立を提議した企業及び関連を有する組織、企業と協働して、省級人員委員会に団体交渉評議会設立方案を提出する。方案の内容は以下の主要なものからなる：
 - a) 以下からなる、団体交渉評議会の構成の機構：
 - a1) 団体交渉評議会会長；
 - a2) 省級人民委員会代表；
 - a3) 各当事者の団体交渉代表；

- a4) その他の職位（もしあれば）；
- b) 団体交渉評議会，団体交渉評議会会長，その他の職位（もしあれば）の職能，任務；
- c) 団体交渉評議会の活動期間；
- d) 団体交渉評議会の活動計画；
- d) 団体交渉評議会の活動経費；
- e) 団体交渉評議会設立決定の草案。

労働傷病兵社会局が団体交渉評議会を設立しない提議をする場合，理由を明確に示す。

5. 活動の過程で，団体交渉評議会会長，省級人民委員会代表，団体交渉評議会の職能，任務，計画，活動期間を実際の状況に符合させるために変更する必要がある場合，団体交渉評議会会長は，当然に，省級人民委員会に検討，決定を提議する。

団体交渉評議会会長の当然の提議を受け取った日から 7 営業日以内に，省級人民委員会は団体交渉評議会設立決定を検討し，修正し，補充する。修正，補充をしない場合は，理由を明記した文書で回答しなければならない。

第 7 条 団体交渉評議会の職能

団体交渉評議会は，各当事者の代表に対して，労働法の規定に従った団体交渉を進行する職能を有する。

第 8 条 団体交渉評議会の任務

1. 各当事者の提案の基づき，団体交渉評議会設立の決定に従った団体交渉進行のための計画の立案。
2. 交渉当事者の代表との会合の実施，調整。
3. 交渉当事者の代表に関連する情報の支援，提供。
4. 労働法第 76 条 2 項及び 3 項が規定する多数企業の集団労働協約草案の内容に関する意見聴取の進行の補助。
5. 労働法第 76 条 4 項が規定する多数企業の集団労働協約の締結の実施。
6. 団体交渉評議会設立決定に従った，多数企業の集団労働協約実施の監察，評議会の活動期間との符合の確保。
7. 団体交渉評議会の活動結果の省級人民委員会への報告，同時に労働傷病兵社会局への送付。
8. 各当事者の要求に従ったその他の任務，及び団体交渉評議会設立決定に従った任務を実施。

第 9 条 団体交渉評議会の活動

1. 団体交渉評議会は各会合を通じて活動する。
2. 使用者側の当事者及び事業所における労働者代表組織側の当事者の交渉代表は、労働法第 72 条 1 項及び 2 項が規定する交渉を進行し、評議会の会合を経て交渉結果を決定する責任を負う。
3. 団体交渉評議会の会長は、以下の責任を負う：
 - a) 決定に従った各交渉当事者代表の会合の実施，調整；
 - b) 各当事者の交渉参加代表の補充，交代の検討，決定；団体交渉評議会の当事者代表の同意を得た後の，他の企業の団体交渉評議会参加の提議の承認；
 - c) 各当事者の団体交渉活動を支援するため，評議会，評議会の会長を支援する部署の設立決定。
4. 省級人民委員会の代表は，各当事者が交渉を進行するために必要な情報を支援，提供する責任を負う。
5. 団体交渉評議会は，団体交渉評議会設立決定に従った活動期間が終了した時に，自ら解散する。各当事者間に異なる合意がある場合，団体交渉評議会の会長は省級人民委員会に検討，決定を提議する
6. 団体交渉評議会の活動経費は，交渉に参加する企業の使用者及び事業所における労働者代表組織が合意した出資，及び法令の規定に従った合法的資金による。

第四章 出産能力，子供の養育に悪影響を与える業種，業務の一覧

第 10 条 出産能力，子供の養育に悪影響を与える業種，業務の一覧

以下からなる，出産能力，子供の養育に悪影響を与える業種，業務の一覧はこの通達に添付して発行する：

1. 女性労働者の出産能力，子供の養育に悪影響を与える業種，業務の一覧。
2. 男性労働者の生殖能力に悪影響を与える業種，業務の一覧。

第 11 条 出産能力，子供の養育に悪影響を与える業種，業務の一覧の実施における使用者及び労働者の責任

1. 使用者は以下の責任を負う：
 - a) 労働者が，勤務場所で現に出産能力，子供の養育に悪影響を与えている業種，業務を知ることができるように公表，公開する
 - b) 労働者が出産能力，子供の養育に悪影響を与える業種，業務で勤務する場合，労働者が勤務を選択，決定するために出産能力，子供の養育に悪影響を与える業種，業務の危険性，有害性の予防，防止の方法のような有害性に関する情報を十分に提供する；勤務場所への配置の前の健康診断，定

期的な健康診断、職業病の診断及び法令の規定に従った労働安全衛生条件の確保を実施する。

2. 労働者は以下の責任を負う：

- a) 規定に従った労働契約の締結、修正、補充及び実施を検討、決定するため、出産能力、子供の養育に悪影響を与える業種、業務に関して注意深く検討する；
- b) 労働契約に従って出産能力、子供の養育に悪影響を与える業種、業務で勤務する場合、労働安全衛生に関する法令の規定を順守する。

第五章 施行条項

第 12 条 施行効力

1. この通達は 2021 年月 1 日から施行効力を有する。
2. この通達が施行効力を有した日から、以下の各通達は効力を失う：
 - a) 労働法の内容の詳細を規定して施行案内する 2015 年 12 月 1 日の政府の議定（政令）05/2015/ND-CP の労働契約、労働規律、物的責任に関する条項の実施を案内する 2015 年 11 月 16 日の労働傷病兵社会省の通達 47/2015/TT-BLDBXH。
 - b) 女性労働者を使用できない業務の一覧を発行する 2013 年 10 月 18 日の労働傷病兵社会省の通達 47/2015/TT-BLDBXH。
3. 退職手当、失業手当の計算根拠となる賃金は、この退職、失業の前の連続する 6 か月の、この通達第 3 条 5 項 a 号、b 号の b1 号及び c 号の c1 号が規定する賃金、手当及びその他の補充的な項目の金額を含んだ、労働契約に従った平均賃金である。

実施の過程で紛糾が生じる場合は、遅滞なく補充の案内ができるように労働傷病兵社会省に反映することを機関、部局及び企業に提議する。

大臣

ダオ・ゴック・ズン

※付属文書は省略した。